



はじめての 自動車保険

個人用自動車保険

はじめに

- この『<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明』は、『はじめての自動車保険』パンフレット(新長期分割用)に掲載の補償・特約の詳細(補償内容・被保険者・保険金をお支払いしない主な場合)についてご説明しています。「保険金をお支払いしない主な場合」は、主なケースのみ記載しています。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。
- 商品の構成や用語のご説明は『はじめての自動車保険』パンフレット(新長期分割用)をご参照ください。

目次

相手への賠償

対人賠償保険	P 1
対物賠償保険	P 1
対物超過修理費用特約	P 1

おケガの補償

人身傷害保険	P 1
--------	-----

お車の補償

車両保険	P 2
車両保険「10補償限定」特約	P 2
車両価額協定保険特約	P 2
車両保険無過失事故特約	P 2
全損時諸費用特約	P 2

新車特約	P 2
車両全損時復旧費用特約	P 3
車両全損(70%)特約	P 3
車両超過修理費用特約	P 3
地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	P 3

ロードサービス

ロードサービス費用特約	P 4
-------------	-----

その他の特約

他車運転特約	P 5
不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約	P 5
心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	P 5

「保険金をお支払いしない主な場合」で使用されるマークのご説明

故意



保険契約者等の故意によって発生した損害(注)

(注)故意によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。

無免許運転、麻薬、酒気帯び



無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害

競技・曲技等



ご契約のお車等を競技・曲技等のために使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害

故意または重大な過失



保険契約者等の故意または重大な過失によって発生した損害(注)

(注)故意または重過失によって事故を起こした方以外については、保険金をお支払いできる場合があります。

脳疾患・疾病・心神喪失



脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生した損害

地震・噴火・津波



地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害

※「損害」とは、対人賠償保険等の賠償責任に関する補償・特約の場合、「法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害」、人身傷害保険等のおケガに関する補償・特約の場合、「損害またはケガ」に読み替えます。

相手への賠償

補償内容

対人賠償保険 示談交渉サービス付

すべてのご契約にセットされます。

ご契約のお車を運転中等の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

対物賠償保険 示談交渉サービス付

すべてのご契約にセットされます。

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与えること、またはご契約のお車の運転中等に誤って線路へ立ってしまったことなどが原因で電車等^(注)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、対物賠償保険金をお支払いします。なお、保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 落下物取片づけ費用

原因者負担費用 示談交渉費用 争訟費用

(注) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

対物超過修理費用特約

すべてのご契約に自動セットされます。

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。^(注)ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理完了された場合に限りです。

(注) 対物賠償保険金をお支払いする場合に限りです。

被保険者

次のいずれかに該当する方です。

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
 - ・ 記名被保険者の配偶者
 - ・ 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・ 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方^(注1)
- ④ ①～③のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等
- ⑤ 記名被保険者の使用者^(注2)

(注1) 別居の既婚のお子さまや友人・知人等、上記①②以外の方をいいます。ただし、業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方以外の方をいいます。

(注2) 記名被保険者をご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りです。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

- 台風・洪水・高潮によって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する電車等の軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった場合
 - ① 記名被保険者
 - ② ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
 - ③ ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りです。

おケガの補償

補償内容

人身傷害保険

すべてのご契約にセットされます。

ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合に、損害^(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度^(注2)に人身傷害保険金をお支払いします。ただし、ケガをして重度後遺障害^(注3)が発生し、介護が必要となった場合は、ご契約の保険金額が「無制限」以外であっても「無制限」として取扱い、人身傷害保険金をお支払いします。

また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用

(注1) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。

(注2) 保険金額が無制限以外のご契約で、無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額を限度とします。なお、無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

(注3) 普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の1の第1～2級または(別表1)の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害をいいます。

※相手の方からの賠償金や、労働者災害補償制度等による給付を受け取っている場合等は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

被保険者

次のいずれかに該当する方^(注1)^(注2)です。

- ① ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- ② ①以外でご契約のお車の保有者^(注3)^(注4)
- ③ ①および②以外でご契約のお車の運転者^(注4)^(注5)

(注1) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注2) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。ただし、その胎児の父母以外の者に対して自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第3条(自動車損害賠償責任)に基づく損害賠償請求権が発生する場合に限りです。

(注3) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。

(注4) ご契約のお車の保有者または運転者が、ご契約のお車の運行に起因する事故によりケガをして、それにより発生した損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。

(注5) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



お車の補償

補償内容

車両保険

すべてのご契約にセットしていただけます。

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額(注1)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 運搬費用(注2) 盗難引取費用(注2) 共同海損分担費用

(注1) 全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。
(注2) 運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。

車両保険「10補償限定」特約

車両保険付き契約にセットしていただけます。

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、「ご契約のお車以外の自動車(注1)、自転車等の対象乗用具(注2)、歩行者・動物との衝突・接触事故」および「火災・爆発・盗難・いたづら等のお車の走行に起因しない事故」による損害に限り、車両保険金をお支払いします。

(注1) ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。
(注2) 対象乗用具とは、電車、自転車、キックボード等をいいます。

車両価額協定保険特約

車両保険付き契約に自動セットされます。

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。

(注) 時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
※保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

車両保険無過失事故特約

車両保険付き契約にセットしていただけます。

ご契約のお車と相手自動車(注1)との衝突・接触事故(注2)でご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合、またはご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して本来の仕様とは異なる事象や動作により他物との衝突・接触等の事故が発生し、その事実が確認できる場合でご契約のお車を所有・使用している方に過失がないときは、翌保険年度または継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故として、車両保険金をお支払いします。(注3)

(注1) 相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。
(注2) 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限りです。
(注3) 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。

全損時諸費用特約

車両保険付き契約にセットしていただけます。

ご契約の車両保険でお支払いの対象となる事故によってご契約のお車が全損となったときに、保険金額の10%(20万円限度)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。(注1)(注2)

(注1) この特約とあわせて、新車特約をセットしており、お車を買替える場合は、新車保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、新車保険金額が100万円以下の場合、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。
(注2) この特約とあわせて、車両全損時復旧費用特約をセットしており、お車を買替える場合は、復旧費用限度額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、復旧費用限度額が100万円以下の場合、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。なお、復旧費用限度額とは、車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

新車特約

車両保険付き契約にセットしていただけます。ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上となる場合に限りセットしていただけます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害(注1)が発生し、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。(注2)

<お車を買替えた場合> 買替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)と新車保険価額のうち、いずれか低い額。ただし、全損の場合は、車両保険金額を下回らない額とします。
<全損(修理費が車両保険金額以上となる場合)ではあるがお車を修理した場合> 修理費(注3)

(注1) 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。
・お車を修理できない場合。 ・修理費が車両保険金額以上となる場合。
・修理費が新車保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品のみの損傷の場合を除きます。
(注2) 次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。
・事故日の翌日から90日以内に、お車の買替をしない場合または修理完了しない場合。
・ご契約のお車が盗難された場合。
(注3) 全損の場合に限りです。

被保険者

ご契約のお車を所有する方です。

※通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

- 欠陥・摩滅・腐し・よく・さびその他自然消耗、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害

お車の補償

補償内容

車両全損時復旧費用特約

車両保険付き契約にセットしていただけます。ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超え、かつ車両保険金額が新車保険価額の50%未満のときに限りセットしていただけます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車が全損(注1)となり、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について車両保険金をお支払いします。(注2)

<お車を買替えた場合>

買替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)と復旧費用限度額(注3)のうち、いずれか低い額。ただし、車両保険金額を下回らない額とします。

<全損(注1)ではあるがお車を修理した場合>

修理費。ただし、復旧費用限度額(注3)を限度とします。

(注1) 全損とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・お車を修理できない場合。
- ・修理費が車両保険金額以上となる場合。

(注2) 次の場合を除きます。

- ・事故日の翌日から90日以内に、お車の買替をしない場合または修理完了しない場合。
- ・ご契約のお車が盗難された場合。

(注3) 車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

車両全損(70%)特約

車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットしていただけます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車に車両保険金額の70%以上の損害が発生し(注1)、ご契約のお車の所有権を当社が取得することに被保険者が同意した場合に、全損とみなして車両保険金をお支払いします。(注2)

(注1) 災害救助法が適用された災害等の影響で修理工場に混雑等が発生したため、当社が損害確認に時間を要すると認めた場合で、ご契約のお車が当社の基準による一定の高さを超える浸水により被害を被ったときを含みます。

(注2) この特約とあわせて、全損時諸費用特約をセットしている場合は、全損時諸費用保険金もお支払いします。

車両超過修理費用特約

始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して25か月を超える車両保険付き契約にセットしていただけます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が発生し、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理完了した場合に限ります。

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

車両保険(一般補償)付き契約にセットしていただけます。

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損(注)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注) 全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。主な条件は次のとおりです。

○ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合

- ・自動車の屋根部分(ルーフ)について、補修では原状回復できず、ルーフ全体の交換を必要とする損傷があること
- ・自動車のルーフを支える窓柱部分(ピラー)の3本以上に、折損、断裂またはこれと同程度の損傷があること
- ・前面ガラスおよび後面ガラスに加え、左右いずれかのドアガラスに損傷があること

○ご契約のお車が流失または埋没して発見されない場合

○ご契約のお車の運転席の座面を超えて浸水した場合 等

※1 この特約をセットしない場合は、車両保険付き契約であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車に損害が発生したときには保険金をお支払いしません。また、車両保険と異なり、実際の修理費等について保険金をお支払いするものではありません。

※2 地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社にご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

被保険者

車両保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険と同じです。

被保険者

記名被保険者です。

保険金をお支払いしない主な場合



火災・盗難

ロードサービス

補償内容

ロードサービス費用特約

すべてのご契約に**自動セット**されます。

衝突・接触等の事故や故障損害、走行障害^(注1)、落輪^(注2)またはこれら以外の事由でご契約のお車に発生した事象^(注3)によりご契約のお車が走行不能となった場合^(注4)に、次の保険金をお支払いします。^(注5)

運搬費用保険金	実際に負担した次の費用について、車両保険の保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度に運搬費用保険金をお支払いします。ただし、運搬作業等の実施者として当社が手配する運搬事業者 ^(注6) が行った作業に対して発生した費用であって、かつ、当社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> 落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用 ご契約のお車を事故・故障または走行障害^(注1)等が発生した場所から修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用 修理工場等にご契約のお車を運搬した後、別の修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用
修理後搬送費用保険金	実際に負担した次の費用について、修理後引取費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後搬送費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> 修理工場等でご契約のお車を復旧した後、修理工場等から記名被保険者の自宅(保険証券記載の記名被保険者の住所)、ご契約のお車の所有者の自宅、またはご契約のお車の保管場所まで合理的な経路・方法により搬送した費用
修理後引取費用保険金	実際に負担した次の費用から1,000円を差し引いた金額について、修理後搬送費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後引取費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> 修理工場等でご契約のお車が復旧した後、ご契約のお車を合理的な経路・方法により引き取るための交通費^(注7)

- (注1) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。
 (注2) 落輪の場合で車両損害がないときは、運搬費用保険金のみをお支払いします。
 (注3) 車検切れのみを理由に走行不能となる場合は含みません。
 (注4) 走行不能となった場合とは、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。
 (注5) ご契約のお車が、事故・故障または走行障害等が発生した場所において応急修理等により自力で走行できるようになった後に負担した費用については、保険金をお支払いしません。
 (注6) ご契約のお車の運搬作業等の実施者として当社が使用について承認する事業者も含みます。
 (注7) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等のご利用により通常の交通費を超過した場合の差額、タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼等、お支払いの対象とならない費用があります。

被保険者

次のいずれかに該当する方^(注)です。

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車の所有者
- ③ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

(注) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方、搭乗していたとみなされる方、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



故障・運送失 運転 地震・津波

上記に加えて

- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害
- 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に発生した損害。ただし、落輪等、車両損害または盗難によって発生した損害に限りません。
- キーの紛失、燃料切れ(電気自動車の電池切れ等を除きます)、法令により禁止されている改造に起因する故障・走行障害等、取扱説明書等と異なる使用に起因する故障・走行障害等によって発生した損害
- 積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結^(注)、砂地・湿地等が原因で、走行不能となった場合に発生した損害

ロードサービス費用特約をセットしている場合、当社のロードサービス **おクルマQQ隊** をご提供します。

重要注意

- おクルマQQ隊をご利用の際は、事前に「専用ダイヤル」にお電話いただくか、「LINE公式アカウント」等からご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカーを手配された場合のレッカー費用は、ロードサービス費用特約の対象となることがあります。
 ※「LINE」はLINE(株)の登録商標です。
- 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供・実施が困難と判断した場合にご利用いただけないことがあります。
- 「専用ダイヤル」への入電が一時的に集中した場合や利用対象者の通話音声著しく不良な状況等により通話ができない場合には、ロードサービスをご利用いただけないことがあります。
- 部品代・消耗品代等、ロードサービスの対象とならない費用が発生した場合、これらの費用はお客さまのご負担となります。また、一部地域(離島など)ではロードサービスをご利用いただけない場合があります。
- 下記はおクルマQQ隊の概要をご説明したものです。詳しくは『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』に記載の「ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

レッカーQQ手配サービス

事故または故障等により走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、レッカーけん引等に必要な費用をお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、レッカーQQ手配サービスでは重ねてお支払いしません。^(注1)

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、ガス欠は、保険期間中1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につき1回)のご利用に限りです。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル)^(注2)
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業^(注3)

〈JAF会員向けメリット〉お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。^(注4)

移動サポートQQサービス/宿泊サポートQQサービス

事故または故障等により走行不能となった場合に、次の対応を行います。ただし、レッカーQQ手配サービスをご利用いただいた場合に限りです。

移動サポートQQサービス

事故または故障等の現場からご自宅や出発地への移動に必要な公共交通機関、タクシー会社をご案内^(注5)し、その交通費^(注6)をお1人につき自己負担額1,000円を差し引いて20,000円を限度としてお支払いします。

宿泊サポートQQサービス

事故または故障等の現場からご自宅や出発地までの移動が困難^(注7)な場合は、近隣の宿泊施設をご案内^(注8)し、その宿泊費用を宿泊された方お1人につき15,000円を限度としてお支払いします。

「走行不能」とは

物理的・機能的に走行不能である状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。

- (注1) お客さまがJAF会員の場合は、JAFによる15kmまでの無料レッカーけん引サービス等に加えて当社のレッカーQQ手配サービス等をご利用いただけますので、より長距離のレッカーけん引が可能となります。
 (注2) 発生場所がご自宅等、ご契約のお車が日常保管されている場所の場合、ガソリン代および軽油代はお客さまのご負担となります。
 (注3) タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用等はお客さまのご負担となります。
 (注4) お客さまがJAF会員の場合でも、本サービスをご提供するの現場での応急修理・軽作業に限りです。
 (注5) 公共交通機関、タクシー会社のご案内は、走行不能となった場所、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、公共交通機関、タクシー会社の手配を行うものではありません。
 (注6) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合の差額、タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼等、お支払い対象とならない費用があります。
 (注7) 事故または故障等の現場からご自宅や出発地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限りです。自宅等において走行不能となった場合は対象となりません。
 (注8) 宿泊施設のご案内は、走行不能となった場所、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、宿泊施設の手配を行うものではありません。

その他の特約

補償内容

他車運転特約

すべてのご契約に**自動セット**されます。

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが臨時に借りた、ご契約のお車以外の自動車(注1)を運転中(注2)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注3)(注4)

(注1) 自家用8車種の場合に限ります。ただし、次のお車は除きます。

- ・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
- ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車

(注2) 駐車中または停車中を除きます。

(注3) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。

(注4) この特約により保険金をお支払いした場合、翌保険年度または継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※ 運転者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故による損害は補償しません。また、運転者条件特約をセットした場合は、運転者条件を満たさない方が運転中の事故による損害は補償しません。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

すべてのご契約に**自動セット**されます。

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立ってしまったことなどが原因で電車等(注1)を運行不能にさせた場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに被保険者が被害者救済費用(注2)を負担することによって被る損害について、被害者救済費用保険金をお支払いします。(注3)ただし、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限ります。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

権利保全行使費用 **調査折衝費用**

(注1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注2) 自動車製造業者等が被害者等に発生した損害を賠償するとした場合に、その自動車製造業者等が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当社が認める費用をいいます。

(注3) 対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いすることができます。この場合、この保険契約に適用される他の特約における保険金もあわせてお支払いすることができます。

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

すべてのご契約に**自動セット**されます。

ご契約のお車の使用に起因して、他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立ってしまったことなどが原因で電車等(注1)を運行不能にさせた場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために、その運転者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに、被害者(注2)が被る損害(注3)について、被害者救済費用保険金をお支払いします。(注4)

(注1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

(注2) 被害者とは、事故により死傷した方、事故により所有する財物に損害を被った方または電車等を運行不能にされた方をいいます。

(注3) ご契約のお車の運転者が被害者に発生した損害を賠償するとした場合に、その運転者が支払うべき損害賠償金の額として、当社の認める額とします。

(注4) 対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いすることができます。この場合、この保険契約に適用される他の特約における保険金もあわせてお支払いすることができます。

被保険者

<対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合>
次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者またはその家族
- ②①に該当する方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等

<人身傷害保険、車両保険の保険金をお支払いする場合>

ご契約のお車が臨時に借りたお車となるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険、およびその他の特約の規定を適用します。

上記に加えて

■運転者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に発生した損害

被保険者

次のいずれかに該当する方です。

- ①ご契約のお車の運転者で記名被保険者またはその家族
- ②①以外で記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の方(注)
- ③ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が発生した場合は、ご契約のお車の所有者(注)自動車取扱業の方が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■台風・洪水・高潮によって発生した損害

■次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する電車等の軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
- ③ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。

被保険者

次のいずれかに該当する方です。

- ①人身事故により死傷された方(注1)
 - ②物損事故により所有する財物を損壊された方または電車等(注2)を運行不能にされた方(注1) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。
- (注1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



左記に加えて

■台風・洪水・高潮によって発生した損害

■次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する電車等の軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
- ③ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。

大切なご親族を見守りたいあなたへ。保険契約に関する連絡先としてご親族を登録できる制度があります。

家族Eye (親族連絡先制度)

ご契約者さまが、ご親族の同意を得たうえで、保険契約に関する緊急連絡先としてご親族1名を登録する制度です。保険期間の途中でもご登録いただけます。

どんな時に役に立つの?

- ・ご登録いただいたご親族(以下、「連絡先親族」といいます)から、ご契約者さまの契約情報に関してお問合わせいただいた場合、証券番号の確認および本人確認を行ったうえで、契約情報をお答えします。
- ・ご契約者さまと連絡が取れない等の緊急時に、代理店・扱者または当社から、連絡先親族へご連絡します。

※家族Eye(親族連絡先制度)の登録方法や詳細については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉 こちらから

https://www.ms-ins.com/contact/cc/ アクセスできます▶

〈お客さまデスク〉0120-632-277(無料)



●ご相談・お申込先